

令和7年第4回三朝町教育委員会定例会 日程

と き：令和7年4月21日(月) 午後1時30分～

と ころ：三朝町役場2階 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

塩谷委員、加藤委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

(1) 教育総務課事業について

(2) 社会教育課事業について

(3) 図書館事業について

(4) 教育委員会の委任による専決処分(区域外就学の認定)について【非公開】

(5) 令和7年度三朝町教育委員会事務局関係会計年度任用職員の配置について
(別紙)

5 議 事

議案第22号 三朝町部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について

議案第23号 令和7年度小中学校主任及び主事の任命について

6 協議事項

(1) 通級指導教室の指導希望について

(2) 三朝町社会福祉協議会評議員の推薦について

(3) 三朝町防災会議委員の委嘱について

(4) 令和6年度分三朝町教育委員会の事務に関する評価について

7 その他

8 閉 会

次回 定例会 令和7年5月 日() : ~ (: 集合)

報告事項(1)

教育総務課事業について

月日	時間	内容	備考
【4月】			
4月1日	(火) 9:00-	年度始め式	
4月2日	(水) 15:45-	三朝小中学校転入教職員等着任式	
4月4日	(金) 13:30-	校長会	
4月9日	(水)	小中学校始業式	
	~15日	ふれあい運動	
4月10日	(木)	小中学校入学式(午前:小学校、午後:中学校)	
4月11日	(金) 10:00-	第71回三朝町戦没者・公務殉職者合同追悼式	文化ホール
4月14日	(月) 9:30-	中部スクラム教育連絡協議会	
4月16日	(水) 10:30-	県町村教育長会	白兔会館
	14:00-	県市町村教育行政連絡協議会	白兔会館
4月17日	(木)	全国学力・学習状況調査	
4月18日	(金)	中学校PTA総会	
4月21日	(月) 13:30-	教育委員会定例会	
4月23日	(水) ~24日	小学校6年修学旅行	広島
4月24日	(木) ~25日	春の区長会	
4月28日	(月)	小学校PTA総会	
4月30日	(水) 9:00-	合同園・校長会、校長会	
	13:30-	第2回教育行政評価委員会	
【5月】			
5月2日	(金)	小学校全校遠足	
5月7日	(水) ~9日	中学校3年修学旅行	東京
		中学校2年トライワーク	
5月8日	(木) ~9日	中学校1年三徳山登山	
5月13日	(火) ~14日	全国町村教育長会	東京
5月18日	(日)	小中PTA合同奉仕作業	
5月20日	(火)	とっとり学力・学習状況調査(中3)	
5月22日	(木)	とっとり学力・学習状況調査(中2)	
5月24日	(土)	小学校運動会	予備日25日
5月27日	(火)	とっとり学力・学習状況調査(中1)	
5月30日	(金)	とっとり学力・学習状況調査(小6)	

- ・小学校プール開き 6月2日
- ・とっとり学力・学習状況調査(小5) 6月3日
- ・とっとり学力・学習状況調査(小4) 6月4日
- ・中学校県総体予選 6月5日~7日
- ・小学校5年船上山宿泊学習 6月12日~13日
- ・校内授業研究会(小) 6月17日又は18日

報告事項（2）

【社会教育課】 令和7年4月～5月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
4月 7日	(月)	13:00	第1回学校運営協議会	小学校	
4月 8日	(火)	18:30	スポーツ推進委員会定例会	役場	
4月 9日	(水)	18:30	町スポーツ少年団総会	役場	
4月12日	(土)	8:00	全日本学童軟式野球大会予選会	三朝球場	
		9:30	町スポーツ少年団結団式	スポセン	
4月16日	(水)	8:00	三徳山山護運動	三徳山	
		18:30	東伯郡体育協会理事会	中部総合事務所	
4月17日	(木)	19:00	三朝町体育協会総会	文化ホール	
4月19日	(土)	8:00	中部地区スポーツ少年団軟式野球交流大会	三朝球場	
		9:00	みささ青空体験塾 開塾式	文化ホール	
4月23日	(水)	13:30	文化団体連絡協議会総会	役場	
4月26日	(土)		日本遺産ウィーク		～5/4

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
5月 3日	(土)		花湯まつり	三朝	5/4ジンショ
5月10日	(土)		中部地区スポーツ少年団交流大会	スポセン	ミニバスケットボール～5/11
5月13日	(火)	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
5月17日	(土)	9:00	みささ青空体験塾（田植え体験）	小河内	
5月28日	(水)	9:00	三朝大学 入校式（海外での仕事体験）	文化ホール	

報告事項(3)

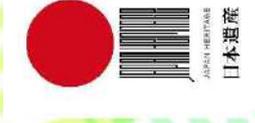
【図書館】令和7年4月～5月の報告及び取組について

日 時	内 容		備 考
【4月】			
3月28日 (木) - 4/18	【企画展示】	世界自閉症啓発デー in 鳥取 2025 パネル展示	
4月 2日 (水) 13:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	28名参加
4月12日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	6名参加
4月15日 (火)	【育児支援】	3歳児健診 (配本)	文化ホール
4月18日 (金) - 5/29	【企画展示】	日本遺産PR展示	観光交流課
4月20日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	
4月23日 (水)	【定期取組】	三朝中学校図書委員選書来館	
- 5/11	【特別企画】	子ども読書週間・日本遺産ウィーク企画 ～オリジナル缶バッジを作っちゃおう!～	別紙①
4月24日 (木)		休館日 (資料整理日)	
4月26日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	

【学校への貸出】 (小学校) 1～3年…1学期学級文庫

日 時	内 容		備 考
【5月】			
5月 7日 (水) 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	
- 5/ 9		中学校トライワーク受入	3名
5月10日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
5月13日 (火) 13:00-	【育児支援】	ブックスタート (読み聞かせ・配本)	文化ホール
5月15日 (木) 10:00-	【育児支援】	2歳児健診 (読み聞かせ・配本)	文化ホール
5月18日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	
5月24日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
5月29日 (木)		休館日 (資料整理日)	

【今後の予定】 7月 6日(日) はたこうしろうさんワークショップ&講演会 (文化ホール) 別紙②



こども読書週間・日本遺産ウィーク企画

図書館で

本を借りたら誰でもOK
100個限定

ひとり1個でお願いします

オリジナル缶バッジを作っちゃおう!

こども読書週間(4/23~5/12)と日本遺産ウィーク(4/26~5/4)企画として、

オリジナル缶バッジ作りを実施します。

好きな絵や写真を用意してもらってもいいですし、

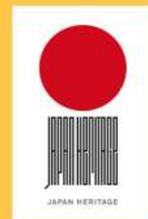
図書館で用意したものを使ってももらってもOKです。



自分だけのオリジナル缶バッジを作ってみてね♪

実施期間: 4/18から5/11まで 無くなり次第終了

お問い合わせ: みささ図書館 (0858)43-1145



絵本作家・イラストレーター

はたこうしろうさん

ワークショップ&講演会

7月6日(日)

三朝町総合文化ホール
大会議室

絵本表紙

参加無料

ワーク ショップ

10:00~11:30

『ダンボールの動物づくり』

対象：親子30組(約60名)
未就学児~小学生と保護者

持ち物：はさみ

はたこうしろう



顔写真

絵本作家、イラストレーター。
兵庫県西宮市出身。
絵本の他、挿画、イラスト、ブックデザインも数多く、「ちいさなかかくのとも」(福音館書店)のロゴデザイン、シリーズ装丁、なども手がけている。

講演会

14:00~15:30

『絵本と遊びと自由の話』

定員100名

来場者には、
もれなくお米3合
プレゼント!

講演会後に、
本の販売・サイン
会があります。

参加申込

<受付期間>

5月13日~6月15日まで

<申込方法>

電話：(0858)43-1145

QRコード：こちら➡



(※申し込み多数の場合は、町民の方を優先させていただきます。)

報告事項(4)

教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について

次のとおり区域外就学の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 略

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 略

○学校教育法施行令
（区域外就学等）

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(13) 略

議案第 22 号

三朝町部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について

次のとおり三朝町部活動地域移行検討委員会委員を委嘱することについて、教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 7 年 4 月 21 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 三朝町部活動地域移行検討委員会委員

分野	組織・団体等	役職等	氏名
学識経験者			加藤 幸
学校代表	三朝小学校	校長	平井 尚
	三朝中学校	教頭	北尾 正彦
保護者代表	三朝小学校	三朝小 P T A	平尾 聡康
	三朝中学校	三朝中 P T A	川北 和美
部活動担当教諭	三朝中学校		杉本 一彦
地域スポーツ 団体	町スポーツ少年団		有間 拓紀
	町体育協会		藤原 彰二
	町スポーツ推進員		吉田 治

2 任 期

令和 7 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9）社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町部活動地域移行検討委員会設置要綱

（組織）

第 3 条 検討委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

議案第 23 号

令和 7 年度小中学校主任及び主事の任命について

次のとおり令和 7 年度小中学校主任及び主事を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号の規定により、本委員会の承認を求める。

令和 7 年 4 月 21 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

4 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7）教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

別紙（議案第 23 号関係）

令和 7 年度小・中学校主任及び主事の任命

学校名		三朝小学校	三朝中学校
主任等			
教 務 主 任		丸岡 美穂	山根亜寿香
学 年 主 任	第 1 学年	名越佐知子	門脇 陶子
	第 2 学年	吉岡美奈子	背戸由貴子
	第 3 学年	川本 隆之	横濱 圭太
	第 4 学年	川西奈津美	\
	第 5 学年	眞山 貴彰	\
	第 6 学年	江本 大希	\
保 健 体 育 主 事		川本 隆之	椿原 香
人 権 教 育 主 任		竹本 健悟	山根 彰仁
生徒指導主事又は主任		江本 大希	園山 國喜
進 路 指 導 主 事		\	門脇 陶子
司 書 教 諭		吉岡美奈子	山根亜寿香
防 火 管 理 者		小谷 涉	北尾 正彦
衛 生 推 進 者		小谷 涉	北尾 正彦
特 別 支 援 教 育 主 任		栗原 達彦	藤原奈緒美

協議事項(1)

通級指導教室の指導希望について

三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱（平成24年教委告示第39号）第4条第3項の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱

（通級指導の手順）

- 第4条 通級による指導を希望する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）は、在籍する学校の校長（以下「在籍学校長」という。）と教育相談を行った上で、通級許可申請書（様式第1号）を在籍学校長に提出する。
- 2 在籍学校長は、前項の届出により、通級による指導を受けさせる必要があると認めるときは、教育委員会に対して意見書（様式第2号）を提出する。
 - 3 教育委員会は、前項の提出を受けた児童生徒について審査を行う。必要に応じて、通級指導教室設置校の校長（以下「設置学校長」という。）の意見を聴取する。
 - 4 教育委員会は、審査によって通級指導教室での指導を受けることが適当と認めるときは、在籍学校長に対し通級承認書（様式第3号）を通知するとともに、保護者へ通級許可通知書（様式第4号）を通知する。

協議事項(2)

三朝町社会福祉協議会評議員の推薦について

社会福祉法人三朝町社会福祉協議会から評議員の推薦依頼があったので、次の者を推薦することについて本委員会の意見を求める。

- 1 推薦する委員 三朝町教育委員会教育長職務代理者 塩谷 俊樹
- 2 推薦理由 現評議員（塩谷委員）の任期満了に伴うもの
- 3 任 期 令和7年6月（定時評議会後）から令和11年6月まで（4年間）

協議事項(3)

三朝町防災会議委員の委嘱について

三朝町長から三朝町防災会議委員の委嘱依頼があったので、次の者に委嘱することについて本委員会の意見を求める。

- 1 委嘱する者 三朝町教育委員会教育長 西田 寛司
- 2 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで(2年間)

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
(委任事項)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(8) 略

(9) 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

以下 略

○三朝町防災会議条例
(会長及び委員)

第4条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2～4 略

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1)～(4) 略

(5) 教育長

(6)～(7) 略

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

協議事項(4)

令和6年度分三朝町教育委員会の事務に関する評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、本委員会の評価を実施する。

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。